

高齢者補聴器購入費の補助制度について

新居浜市では、**令和7年8月1日から**加齢等による聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている方を対象に、補聴器の購入費の一部を補助する制度を始めます。

補聴器をつけることにより、ご家族やお友達との会話が円滑になり、積極的な社会参加の促進に繋がることを目的としています。

次の①～⑥をすべて満たす方が対象者です

- ① 新居浜市に住所がある方(補聴器の購入日及び申請日)
- ② 65歳以上の方(購入日の属する年度の末日までに)
- ③ 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ 両耳の聴力レベルが40dB以上との判定を受けた方
- ⑤ 耳鼻咽喉科の医師(※)により日常生活に補聴器の使用が必要であると認められた方

※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が定める耳鼻咽喉科の医師

- ⑥ 市民税の所得割が非課税世帯である方

補助の内容

補聴器(※)本体購入費の2分の1 (上限15,000円)

※「管理医療機器」として厚生労働大臣の指定を受けたものに限る。

なお、1円未満は切り捨て。受診費用・文書料・付属品等の費用は対象外です。 【予算の範囲内となります】

裏面に手続きの流れを記載しています。

手続きの流れ

① 市役所（介護福祉課）に相談する



補助対象の要件を確認し、
対象になる方に申請書兼請求書をお渡しします。

② 耳鼻咽喉科を受診する



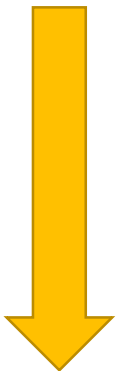
申請書兼請求書を持参し、検査等をしてもらいます。
補聴器の必要性が認められた場合は
申請書兼請求書の「医師の意見欄」に記入して
もらってください。

③ 補聴器を購入する



自分に合った補聴器を選びましょう。
補聴器の取扱店で、上手に使うためのアドバイスや
装着トレーニングなど、サポートの相談をしてから
購入しましょう。

④ 市役所（介護福祉課）に申請する



●申請書兼請求書（医師の意見欄含む）
振込先口座の情報をご記入ください。

●領収書の写し

購入日、購入者の氏名、購入金額、購入商品名(※)
購入店舗名及び所在地の入ったもの

(※)メーカー・商品名を記載、またはメーカー・
商品名・型番がわかる納品書等を別途添付

⑤ 補助金を振り込みます

審査後、交付決定兼確定通知書を送付します。
その後、およそ1～2カ月程度で、指定口座へお振
込みします。

問い合わせ先：新居浜市役所 介護福祉課

電話（０８９７）６５－１２４１